

「(仮称)盛岡市子ども・子育て支援事業計画」の構成(案)について

1 子ども・子育て支援事業計画の理念等

子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠, 基本理念, 目的等を記載

2 子ども・子育て支援事業計画の期間

平成27年度から5年間の期間とします。

3 盛岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

子ども・子育て支援に関するこれまでの取組みについて記載

4 教育・保育提供区域の設定に関する事項

教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容, 各教育・保育提供区域の状況等を記載

5 施策の展開

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

- ・各年度における教育・保育の量の見込み
- ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
- ・実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| ① 利用者支援事業【新規】 | ⑧ 一時預かり事業 |
| ② 地域子育て支援拠点事業 | ⑨ 延長保育事業 |
| ③ 妊婦健康診査 | ⑩ 病児保育事業 |
| ④ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) |
| ⑤ 養育支援訪問事業等 | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】 |
| ⑥ 子ども・子育て短期支援事業 | ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】 |
| ⑦ ファミリー・サポート・センター事業 | |

(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

- ・認定こども園の設置数, 設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

- ・質の高い幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- ・幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- ・保幼小連携，0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

(4) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

産前・産後休業，育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等，特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等について記載

(5) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児施策の充実等

(6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

(7) その他取り組むべき事項

もりおか子ども育成プランの取組みのうち，本計画に継承することが必要とされる事項で他の項目に含まれないものについて記載する。

6 事業計画の達成状況の点検及び評価

各年度における事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を記載する。

※子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）において，任意記載事項とされているもの（「5 施策の展開」の（4），（5），（6））については，盛岡市子ども・子育て会議の意見を踏まえ，事業計画に記載することとしている。